平成30年度

滝上町

財務書類作成報告書





**―目　　次―**

**１．地方公会計の概要…………………………………………………１**

**（１）新地方公会計制度導入の目的と効果………………………………………１**

**（２）官庁会計と新地方公会計制度の違い………………………………………１**

**（３）民間の企業会計と公会計の違い……………………………………………１**

**（４）財務書類の内容………………………………………………………………２**

**２．平成30年度　滝上町財務書類　実数分析………………………４**

**（１）貸借対照表……………………………………………………………………４**

**（２）行政コスト計算書……………………………………………………………１２**

**（３）純資産変動計算書…………………………………………………………１７**

**（４）資金収支計算書……………………………………………………………１９**

**３．平成30年度　滝上町財務分析（一般会計等）……………………２２**

**（１）純資産比率…………………………………………………………………２３**

**（２）住民一人当たりの資産額…………………………………………………２４**

**（３）住民一人当たり負債額……………………………………………………２４**

**（４）資産老朽化比率……………………………………………………………２５**

**（５）住民一人当たり行政コスト…………………………………………………２６**

**（６）受益者負担割合……………………………………………………………２６**

**１．地方公会計の概要**

（１）新地方公会計制度導入の目的と効果

これまで、地方公共団体の財政状況を把握するために、現金の収支情報などから求めた財政指標が用いられてきましたが、国は一層の透明化を図るため、すべての地方公共団体に、企業会計的手法を取り入れた財務書類の整備を求めています。

官庁会計（現金主義・単式簿記）と呼ばれる地方公共団体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入することになります。

新地方公会計制度には、以下のような目的・効果があります。

■地方公会計制度の目的と効果

|  |
| --- |
| ●今までの財務書類では表すことができなかった「資産の状況」や「将来の負担」、「行政サービスのコスト」などの情報を明確にする　**⇒透明性の向上**●「資産」や「債務」を適正に管理し、行財政改革の推進を図る　**⇒行政マネジメントの向上** |

（２）官庁会計と新地方公会計制度の違い

地方公共団体の会計は、単式簿記・現金主義によるもので、「現金」という1つの科目の収支のみを記録するものですが、一方、新地方公会計制度による財務書類では、現金の収支に関わらず、1つの取引について、それを原因と結果の両方からとらえ、二面的に記録することにより、資産の動きや行政サービスの提供に必要なコストを把握することができるようになります。

（３）民間の企業会計と公会計の違い

新地方公会計制度は、民間企業の会計手法を取り入れたものですが、地方公共団体と民間企業とは会計制度の目的が異なります。民間企業の目的は利益獲得であるため、例えば損益計算書は、対応する収益とコストを差し引いて適切に期間損益を計算し、企業経営に資することを目的としています。

これに対し、地方公共団体は利益の獲得を目的としませんので、経常行政コストと経常収益の差引きで表される純経常行政コストは、利益の概念ではなく、地方税や地方交付税などの一般財源や資産の売却などで賄うべきコストを示すことになります。

（４）財務書類の内容

①財務書類の作成範囲

財務書類の作成の範囲は以下の通りとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| **財務書類名称** | **対象会計範囲** |
| 一般会計等財務書類 | 一般会計 |
| 財政健全化法において対象としている範囲 |
| 全体財務書類 | 一般会計等財務書類 |
| 特別会計（一般会計等に含まない会計） |
| 連結財務書類 | 全体財務書類 |
| 一部事務組合 |
| 広域連合 |
| 地方公社 |
| 第三セクター |

すべての地方公共団体において、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類の3種類が公表されることになります。連結対象先の準備が整っていないため、本報告書の記載対象は全体財務書類となります。

■滝上町における財務書類の範囲



②財務書類の種類

【財務書類の体系（４表）】と付属明細表で構成されます。

■財務書類４表構成の相互関係

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸借対照表 |  | 行政コスト計算書 |  | 純資産変動計算書 |  | 資金収支計算書 |
| 資産 | 負債 |  | 経常費用 |  | 前年度末残高 |  | 業務活動収支 |
| うち現金預金 |  | 経常収益 | 純行政コスト | 投資活動収支 |
| 臨時損失 | 財源 | 財務活動収支 |
|  | 臨時利益 | 固定資産等の変動 | 前年度末残高 |
| 純資産 | 純行政コスト | 本年度末残高 | 本年度末残高 |

＋本年度末歳計外現金残高

|  |
| --- |
| ○貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。 ○貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。 ○行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。 |

**２．平成30年度　滝上町財務書類　実数分析**

（１）貸借対照表

貸借対照表とは、基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高および内訳）を表示したものです。

■貸借対照表（Ｂ／Ｓ）の概略図

|  |  |
| --- | --- |
| 資産の部（これまで形成した資産） | 負債の部（将来世代が負担する金額） |
| 固定資産 | (1) 事業用資産庁舎、学校、保育所、体育館、市営住宅、地区集会所など | 固定負債 | (1) 地方債国や金融機関から借入金 |
| (2) インフラ資産道路、公園、橋梁、上下水道など | (2) 退職手当引当金将来見込まれる退職金額 |
| (3)物品車両など | (3) その他の固定負債長期未払金、損失補償等引当金など |
| (4)投資その他の資産基金、有価証券、出資金など | 流動負債 | (1) 賞与等引当金翌年度夏期賞与の当年度負担額 |
| 流動資産 | (1) 現金預金現金、預金 | (2) その他の流動負債翌年度償還予定の地方債、預り金など |
| (2) 基金、未収金など財政調整基金、未収金など | 純資産の部（現在までの世代が負担した金額） |
| 純資産 |

資産は滝上町がこれまでに住民サービス提供のために形成し、今後も住民サービス提供のために利用される財産です。

財産形成に係る財源が地方債等であれば負債に、市町村税や国・道の補助金等であれば純資産に計上されます。

具体的には以下の通りです。

|  |
| --- |
| （１）資産学校、道路など将来の世代に引継ぐ社会資本や、基金など将来現金化が可能な財産（２）負債地方債や退職給付引当金など将来の世代の負担となるもの（３）純資産過去の世代や国・道が負担した将来返済しなくてよい財源 |

①平成30年度貸借対照表 （単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

一般会計等では、これまでに約137億65百万円の資産を形成してきました。そのうち、純資産である約74億84百万円（54.4%）については、過去の世代や国・道の負担で既に支払いが済んでおり、負債である約62億81百万円（45.6%）については、将来の世代が負担していくことになります。同様に、全体会計では資産は約165億63百万円、純資産は約89億53百万円（54.0%）、負債は約76億14百万円（46.0%）となっています。

②貸借対照表前年対比　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

前年度と比較すると、一般会計等において資産は約1億43万円（1.0%）の減少、純資産は約3億54百万円（4.5%）の減少、負債は約2億10百万円（3.5%）の増加となりました。

全体会計では資産は約1億17百万円（0.7%）の減少、純資産は約4億89百万円（5.2%）の減少、負債は約3億71百万円（5.1%）の増加となりました。

③平成30年度滝上町における資産の状況（一般会計等）

ここでは、滝上町が保有している資産状況についてみていきますが、単に滝上町の実態把握だけでなく、他団体との比較も行います。

平成29、30年度分を公表している地方公共団体は限定されるため、平成28年度分との比較となります。今後近隣及び同規模団体との比較を行うことで、より詳細な数字の分析が可能となります。

イ）資産の構成割合

資産の構成割合から、これまでの住民ニーズに対応した行政施策により、どのような資産が構成されてきたかが分かります。この構成比は、地方公共団体における行政面積や主要産業構造などに大きく影響を受けますが、一つの目安として人口規模が近い団体との比較により。滝上町における資産形成の特徴をみることができます。

滝上町における資産構成比を見ると、事業用資産が24.8%、インフラ資産が43.4%となっており、前年度と比較して事業用資産は1.6ポイント低下、インフラ資産は1.4ポイント上昇しています。これは、減価償却に伴う減少と、資産更新の増加が要因です。

■資産の構成割合と他団体比較　　（単位：千円、％）

　※（一社）地方公会計研究センター調（平成28年度）北海道内59自治体の人口規模別平均

 

【参考：地方公会計における資産】

■資産の定義

地方公会計制度における資産とは、「過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいう。」としています。

■固定資産の体系

　固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の３つに分類され、それぞれ固定資産台帳の整備が求められています。

**固定資産**

**有形固定資産**

事業用資産

インフラ資産

物　品

**無形固定資産**

ソフトウェア

その他

投資及び出資金

長期滞留債権

投資損失引当金

基金

長期貸付金

**投資その他の資産**

ロ）有形固定資産の状況

これまでに滝上町で形成した有形固定資産の割合をみると以下の通りになります。

■有形固定資産の形成割合　　（単位：千円、％）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

最も多くの投資を行った資産は道路等の工作物（インフラ）の63.0%、次いで建物（事業用）の27.5%となります。

ハ）資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、法定耐用年数に対して償却資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。100％に近いほど耐用年数に近づき、古い施設が多いことを表す指標となります。

滝上町においては、73.5%と他団体と比較すると高い水準で、前年度より0.6ポイント上昇しています。将来に向けて更新、長寿命化、用途廃止などの検討を始める必要があります。

■資産老朽化比率　　（単位：千円、％）



④平成30年度滝上町における純資産の状況

純資産は前述したとおり、形成した資産に対して、税収や補助金でどの程度賄われたのかを計るもので、純資産比率（資産合計に対する純資産合計の割合）で確認することができます。

滝上町の純資産比率は54.4%で他団体と比較すると低い水準です。前年度と比較すると2.0ポイント低下しています。

■純資産比率の状況　　（単位：千円、％）



下記は、資産形成に対して地方債の残高がどの程度含まれているのかをみるものです。資産に対して、地方債残高の割合をみると、滝上町は40.7%で他団体と比較すると地方債の割合は高い水準です。

今後全国的な指標も公表されるため、全国的な比較や道内、管内での比較が可能です。

■参考：資産合計対地方債割合　　（単位：千円、％）



（２）行政コスト計算書

行政コスト計算書は、１年間の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につながらない行政コストを業務費用として①人件費、②物件費等、③その他の業務費用、④業務費用以外に移転費用に区分して表示したものです。

行政コスト計算書は、企業会計でいう損益計算書にあたるものです。ただし、公会計でいう行政コスト計算書は、損益をみることが目的ではなく、住民が受ける行政サービスのコスト（原価）計算に重点が置かれています。

例えば、官庁会計の歳入歳出決算書では、資産形成に関わる支出も単年度の行政サービスに関わる支出も、すべてその年度の歳入歳出を対象として収支を計算します。

一方で、地方公会計では、普通建設事業費や地方債償還費は資産・負債の増加や減少であり、費用の発生ではないので、行政コスト計算書には計上されません。また、歳入歳出決算書では計上されない減価償却費や退職手当引当金繰入等は、地方公会計では、期間損益の観点から、費用の発生として行政コスト計算書に計上されます。

また、地方公会計制度において税収は、住民が地方公共団体に信託した「出資」という定義であり、国や道からの補助金は公共資産等の整備に係るものであることから、いずれも行政コスト計算における「収益」ではなく、純資産変動計算書に計上することになります。

経常費用を経常収益から差引いた純経常行政コストは、行政サービス提供にかかったコストから利用者の負担を差引いた純粋なコストを示します。

|  |
| --- |
| **◆**費用　：行政サービス提供のために費やしたもの**①**人件費職員給与や議員報酬、退職給付費用（当該年度に退職手当引当金として新たに繰り入れた額）など**②**物件費等備品や消耗品、施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など**③**その他業務費用支払利息、徴収不能引当金繰入額、市町村債償還の利子など**④**移転費用他会計への支出額、補助金等、社会保障給付、他団体への資産整備補助金など**◆**収益　：直接サービス提供により住民等がその対価として支払い、地方公共団体が得られるもの |

①平成30年度行政コスト計算書　　　　　　　　　　　　　 （単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

全体財務書類の他会計への繰出金は内部取引のため相殺消去処理しています。

平成30年度の行政コスト総額（経常費用）は一般会計等で約39億92百万円となっています。一方、行政サービス利用に対する対価として住民の皆さんが負担する使用料や手数料などの経常収益は一般会計等で約1億81百万円となっています。行政コスト総額から経常収益を引き臨時損益を加えた純行政コストは約37億68百万円となっています。同様に純行政コストは全体で約48億86百万円となっています。

②行政コスト計算書　前年対比 （単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

全体財務書類の他会計への繰出金は内部取引のため相殺消去処理しています。

前年度と比較すると、行政コスト総額は一般会計等で約3億47百万円の増加となっています。一方、行政サービス利用に対する対価として住民の皆さんが負担する使用料や手数料などの経常収益は一般会計等で約5百万円の増加となり、行政コスト総額から経常収益を引いた純経常行政コストは約3億42百万円の増加、臨時損失を加えた純行政コストは約3億49百万円の増加となっています。同様に純行政コストは全体会計で約8億1百万円の増加となっています。

③経常費用の構成割合

最初に、経常費用の構成割合をみます。この割合を他団体との比較をすることによって、滝上町がどのコストに重点的に充てられているのか、また、どのようなことに使われているのかがわかります。

滝上町においては、業務費用が64.1%、移転費用が35.9%で構成されており、業務費用を細分化すると、人件費が18.3%、物件費等に39.1%、その他の業務費用が6.6%となっています。

■経常費用の構成割合　　（単位：千円、％）



④減価償却費の状況

地方公共団体は多くの資産を有していますので、コスト全体における減価償却の割合も高くなります。また、資産老朽化比率にも大きく起因するところであり、資産老朽化比率が高いと減価償却が行政コスト全体に占める割合も高くなります。滝上町における減価償却費の構成割合は15.5%であり、前年度と比較すると1.6ポイント低下しています。人口1万人未満の地方公共団体平均より低い水準です。

また、償却資産合計に対する減価償却費の割合をみると、7.1%となっています。これは単純に考えると、新たな資産を形成しない限り、今後資産老朽化比率が7.1%増加することになります。したがって、資産の形成については計画的に行うことが重要となります。

■減価償却費の状況　　（単位：千円、％）



⑤移転費用の状況

地方公共団体においては、行政サービス提供の全てを一般会計等だけで行っているわけではありません。行政サービスの一端を担う団体への補助金や住民の民生（扶助）や他事業（他会計）の負担も行う必要があり、このコストも大きなものになります。

滝上町の経常費用全体の構成は、他団体の一部運営経費などの補助金等が26.8%、扶助費である社会保障給付が4.4%、他会計の負担分である繰出金が4.7%となっています。他団体と比較すると、補助金等の割合が高くなっています。

■経常費用に対する移転費用の割合　　（単位：千円、％）



（３）純資産変動計算書

純資産変動計算書は、地方公会計制度では純資産の変動を示すものと定義しています。純資産の変動とは、政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動としています。

純資産の減少は、現役世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を費消して便益を享受する一方で、将来世代にその分の負担が先送りされたことを意味します。逆に純資産の増加は、現役世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味するので、その分、将来世代の負担は軽減されたこととなります。

このような観点から、純資産の増減が、企業会計における利益及び損失の増減を示すものとも言い換えることができます。

|  |
| --- |
| 1. 余剰分の計算

**①**純行政コスト行政コスト計算書の純行政コストと一致。**②**財源財源をどのような収入（税収等、国庫補助金）で調達したかを表します。1. 固定資産形成分

財源を将来世代も利用可能な固定資産、貸付金や基金等にどの程度使ったかを表します。**①**固定資産等の変動当該年度に学校、道路などの社会資本を取得した額と過去に取得した社会資本の経年劣化等に伴う減少額を表します。基金、貸付金、出資金など長期金融資産の当該年度における増加と減少を表します。**②**資産評価差額有価証券等の評価差額を表します。**③**無償所管換等無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等を表します。 |

①平成30年度純資産変動計算書

（単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

平成30年度は、純資産が一般会計等において、約3億54百万円の減少となっています。

また、全体会計では約4億89百万円の減少となっています。

純資産変動計算書の本年度純資産変動額は、企業会計の利益剰余金の増減にあたる部分でもあり、今後の推移をみる必要があります。

②純資産変動計算書　前年対比 （単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

前年度と比較すると、一般会計等では本年度末純資産残高が4.5ポイントの低下、全体会計でも5.2ポイント低下しています。

（４）資金収支計算書

資金収支計算書は、地方公会計制度では、資金収支の状態をみるものと定義しています。

資金収支の状態とは、地方公共団体の行政活動による資金の期中取引高を意味し、地方公共団体の資金利用状況及び資金獲得能力を評価する上で有用な財務情報としています。

資金収支は以下の３区分で構成されます。

|  |
| --- |
| **①**業務活動収支：行政サービスを行なう中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの**②**投資活動収支：学校、公園、道路などの資産形成や投資、基金などの収入、支出など**③**財務活動収支：公債、借入金などの収入、支出など |

①平成30年度資金収支計算書（簡易表示）　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

平成30年度の資金収支計算書を見ると、本年度資金収支額は一般会計等で約75百万円の不足となり、資金残高は約1億57百万円に減少しました。全体会計では約2億65百万円の不足で、資金残高は約2億27百万円に減少しました。

②資金収支計算書（全体表示）　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

全体財務書類の他会計への繰出金は内部取引のため相殺消去処理しています。

③資金収支計算書　前年対比　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

全体財務書類の他会計への繰出金は内部取引のため相殺消去処理しています。

**３．平成30年度　滝上町　財務分析（一般会計等）**

これまでは、滝上町の財務書類を実数で検証してきましたが、これだけでは滝上町における健全性や効率性を推し量ることはできません。

そこで、財務書類や各種資料からの数値を指標に置き換えて分析いたします。これにより、滝上町と人口1万人未満の地方公共団体平均と比較し、優れている項目や改善が必要な項目を把握することができるようになります。ここでは一般会計等に焦点を当て、主要な指標分析をしていきます。

|  |
| --- |
| 経営指標 |
| (1) 純資産比率(2) 住民一人当たりの資産額(3) 住民一人当たり負債額(4) 資産老朽化比率(5) 住民一人当たり行政コスト(6) 受益者負担割合 |

**●純資産比率は54.4%で平均値の75.5%の0.72倍**

**●住民一人当たりの資産額は541万円で平均値の793万円の0.68倍**

**●住民一人当たりの負債額は247万円で平均値の173万円の1.43倍**

**●資産老朽化率は73.5%で平均値の60.7%の1.21倍**

**●住民一人当たりの行政コストは148万円で平均値122万円の1.21倍**

**●受益者負担割合は4.5%で平均値6.2%の0.73倍**

（１）純資産比率



滝上町の純資産比率は、54.4%となっています。前年度より減少し、平均値より低い水準です。

例えば、資産である車を100万円で購入した際の自己資金と借金（ローン）の割合を事例にして説明します。この場合、自己資金が30万円で借金が70万円だとすると、この70万円は将来の自分が払っていくことになります。

ここでいう自己資金は貸借対照表の純資産であり、借金は負債ということになります。

滝上町の場合だと、自己資金が54万円、借金が46万円ということになります。資産の老朽化が進めば比率が低下していくことになります。

その意味でも、今後、世代間のバランスを見ながら資産の更新や形成をしていく必要があります。

【純資産比率のイメージ図】



（２）住民一人当たりの資産額



地方公共団体の資産総額は人口規模によって異なるので、住民一人当たりの数値に置き換えて分析をする必要があります。人口は平成30年3月31日の住民基本台帳の2,546人で算出しています。

滝上町の「住民一人当たりの資産額」は541万円で前年度より増加、平均値の793万円よりも低い水準です。

資産が多いということは、それだけ住民の福祉の増進や住民サービスに寄与することになります。しかし、その一方で資産の大きさに応じて維持補修費などのコストが発生します。

（３）住民一人当たり負債額



住民一人当たりの負債額が適正かどうかを見るには、同じ規模の地方公共団体と比較する必要があります。この数字が低ければ借金が少なく、財政運営が健全であるといえます。滝上町は前年度より増加し、平均値より高い水準です。

（４）資産老朽化比率



有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することで、耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができ、各種指標の中でも最も有用であるとされています。

具体的な有用性としては以下の2点があげられます。

|  |
| --- |
| ●既存の財政指標では把握できなかった地方公共団体の資産の現状に関する情報を他の地方公共団体と横比較できる形で「見える化」することができる。●指標を他の団体と比較することによって、公共施設の現状を把握し、今後どのように公共施設全体をマネジメントしていくかについて、政策を検討するきっかけを得ることができる。 |

この指標が50％になると、現在保有している建物や施設の半分が、すでに帳簿上の価値を失っているということになります。今後の施設等の更新時期や更新費用について留意する必要があることを警告するものです。

滝上町の指標は、73.5%であり、かなり老朽化が進んでいます。資産の内訳をみると、事業用資産が82.5%、インフラ資産が65.3%であり、資産更新についての検討は、待ったなしの状況であると言えます。公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画を策定し、確実に計画を推進していくことが必要となります。

（５）住民一人当たり行政コスト



行政コスト計算書で算出される経常的なコストである純行政コストを、住民基本台帳で除して住民一人当たり純行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動の効率性を測定することができます。

滝上町は148万円と、住民一人当たりのコストは平均値と比較すると高い水準になっています。

この指標は人口規模によって適正値が異なりますので、この指標を使って分析する際には、同規模の人口を有する地方公共団体と比較する必要があります。

（６）受益者負担割合



受益者負担割合は、行政活動の自律性（受益者負担の水準はどうなっているか）を測定するための指標であり、行政コスト計算における経常収益（使用料・手数料など行政サービスにかかる受益者負担の金額）と経常費用を比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することが可能になります。

滝上町の受益者負担割合は4.5%で、平成29年度の4.8%よりは0.3ポイント低下しており、経常費用を経常収益で賄っている割合が低くなっていることになります。

